

定期積金（満期予約型）

（平成 17 年 4 月 1 日現在）

1．商品名 （愛称）	定期積金（満期予約型） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">定期積金に「自動満期処理の特約」や「自動再契約の特約」が付いた定期積金です。</div>
2．販売対象	個人・法人・任意団体
3．期間	6 か月以上 6 0 か月以内 払込みが一定以上延滞した場合は、満期日を延滞期間に相当する期間繰り延べます。（満期日が繰延べられた場合は、自動満期処理及び自動再契約の処理は行われず、以後、両特約は解約されたものとして取扱います。） 定積に自動再契約の特約を付した場合は、自動満期処理依頼書に基づいた契約内容で、自動的に契約を更新します。
4．払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 1 回当り 1 0 0 円以上（満期分散式は 3 , 0 0 0 円以上） 1 円単位（満期分散式は 1 , 0 0 0 円以上）
5．払戻方法	約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約の給付金が受け取れます。 自動満期処理の特約を付すと、満期日に自動的に定期積金を解約し、指定された貯金へ預入することができます。
6．給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 延滞利息 (5) 先掛割引金	契約期間により、3 年以上と 3 年未満に分類し、契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 満期日以後に一括支払います。 計算単位を 1 0 0 円（満期分散式は 1,000 円）として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。 満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。 約定満期日以後繰り延べられた満期日前に解約する場合は、証書（又は通帳）記載の年利回り（年 3 6 5 日の日割計算）による延滞利息をいただきます。 払込みを約定掛込日より早くされた場合は、相当する日数の先掛割引金をお支払いします。

<p>(6) 税金</p> <p>(7) 金利情報の入手方法</p>	<p>個人のものは20%（国税15%、地方税5%）の分離課税、法人・任意団体のものは総合課税となります。</p> <p>金利（年利回り）は店頭に表示しています。又は、窓口でお問い合わせください。</p>
<p>7. 手数料</p>	<p>——</p>
<p>8. 付加できる特約事項</p>	<p>自動満期処理の特約.....この定期積金を満期日に自動的に解約し、定期を作成したり、指定の口座へ入金します。</p> <p>自動再契約の特約.....この定期積金の満期日に、自動満期処理依頼書に基づいた契約内容の定期積金を自動的に作成します。</p> <p>自動満期処理の特約は、単独でも申し込むことができます。自動再契約の特約は自動満期処理の特約とセットでお申し込みいただけます。また、現在契約中の定期積金にもこれらの特約を付することができます。</p> <p>払込み間隔は1・2・3・4・6か月の中からお選びいただけます。ボーナス月等の特定の月に、払込額を増額することもできます。特定の月に払込額を増額した場合に自動再契約の特約を付ける場合は、自動満期処理の特約とセットでお申し込みいただくと共に、契約期間が12・24・36・48・60か月の場合に限りです。</p> <p>払込みは、集金・窓口扱いのほか、普通貯金（総合口座・夢びと等を含む）からの自動振替のお取扱いもできます。</p> <p>個人の方は「総合口座」「夢びと」等の担保に組み入れることができます。</p> <p>（貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに0.7%を上乗せした利率です。）</p>
<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<p>約定満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。</p>
<p>10. 貯金保険制度（公的制度）</p>	<p>・保護対象 当該積金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>

定期積金（定額式）

（平成17年4月1日現在）

1. 商品名 （愛称）	定期積金（定額式）	定額式とは、定期的に一定額を 払込みする定期積金です。
2. 販売対象	個人・法人・任意団体	
3. 期間	6か月以上60か月以内 払込みが一定以上延滞した場合は、満期日を延滞期間に相当する 期間繰り延べます。	
4. 払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 1回当たり100円以上 1円単位	
5. 払戻方法	約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して 契約の給付金が受け取れます。	
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 延滞利息 (5) 先掛割引金 (6) 税金 (7) 金利情報の 入手方法	契約期間により、3年以上と3年未満に分類し、契約時の店頭表示 の利回りを満期日まで適用します。 満期日以後に一括支払います。 計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に利回 りを乗じて計算します。 満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算し ます。 約定満期日以後繰り延べられた満期日前に解約する場合は、証書記 載の年利回り（年365日の日割計算）による延滞利息をいただき ます。 払込みを約定掛込日より早くされた場合は、相当する日数の先掛割 引金をお支払いします。 個人の場合は20%（国税15%、地方税5%）の分離課税、法人・ 任意団体の場合は総合課税となります。 金利（年利回り）は店頭に表示しています。又は、窓口でお問い合 わせください。	
7. 手数料	———	

<p>8 . 付加できる 特約事項</p>	<p>払込み間隔は 1・2・3・4・6 か月の中からお選びいただけます。 ボーナス月等の特定の月に、払込額を増額することもできます。 払込みは、集金・窓口扱いのほか、普通貯金（総合口座・夢びと等を含む）からの自動振替のお取扱いもできます。 個人の方は「総合口座」「夢びと」等の担保に組み入れることができます。 （貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに 0 . 7 % を上乗せした利率です。）</p>
<p>9 . 中途解約時の 取扱い</p>	<p>約定満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。 払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。</p>
<p>10 . 貯金保険制度 （公的制度）</p>	<p>・保護対象 当該積金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1 , 0 0 0 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>

定期積金（目標式）

（平成 17 年 4 月 1 日現在）

1．商品名 （愛称）	定期積金（目標式） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">目標式とは、目標額（給付契約金）を定めて払込みする定期積金です。</div>
2．販売対象	個人・法人・任意団体
3．期間	6か月以上60か月以内 払込みが一定以上延滞した場合は、満期日を延滞期間に相当する期間繰り延べます。
4．払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 1回当たり100円以上 1円単位
5．払戻方法	約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約の給付金が受け取れます。
6．給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 延滞利息 (5) 先掛割引金 (6) 税金 (7) 金利情報の入手方法	契約期間により、3年以上と3年未満に分類し、契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 満期日以後に一括支払います。 計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。 満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。 約定満期日以後繰り延べられた満期日前に解約する場合は、証書記載の年利回り（年365日の日割計算）による延滞利息をいただきます。 払込みを約定掛込日より早くされた場合は、相当する日数の先掛割引金をお支払いします。 個人の場合は20%（国税15%、地方税5%）の分離課税、法人・任意団体の場合は総合課税となります。 金利（年利回り）は店頭に表示しています。又は、窓口でお問い合わせください。
7．手数料	——

<p>8 . 付加できる 特約事項</p>	<p>払込み間隔は1・2・3・4・6か月の中からお選びいただけます。 ボーナス月等の特定の月に、払込額を増額することもできます。 払込みは、集金・窓口扱いのほか、普通貯金（総合口座・夢びと等を含む）からの自動振替のお取扱いもできます。 個人の方は「総合口座」「夢びと」等の担保に組み入れることができます。 （貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに0.7%を上乗せした利率です。）</p>
<p>9 . 中途解約時 の取扱い</p>	<p>約定満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。 払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。</p>
<p>10 . 貯金保険制度 （公的制度）</p>	<p>・保護対象 当該積金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>

定期積金（逓増式）

（平成 17 年 4 月 1 日現在）

1. 商品名 （愛称）	定期積金（逓増式）	逓増式とは、毎月の払込額が1年毎に逓増（アップ）していく定期積金
2. 販売対象	個人・法人・任意団体	
3. 期間	24か月、36か月、48か月、60か月 払込みが一定以上延滞した場合は、満期日を遅延滞期間に相当する期間繰り延べます。	
4. 払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 1回当たり100円以上 1円単位	
5. 払戻方法	約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約の給付金が受け取れます。	
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 延滞利息 (5) 先掛割引金 (6) 税金 (7) 金利情報の入手方法	<p>契約期間により、3年以上と3年未満に分類し、契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。</p> <p>満期日以後に一括支払います。</p> <p>計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。</p> <p>満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>約定満期日以後繰り延べられた満期日前に解約する場合は、証書記載の年利回り（年365日の日割計算）による延滞利息をいただきます。</p> <p>払込みを約定掛込日より早くされた場合は、相当する日数の先掛割引金をお支払いします。</p> <p>個人の場合は20%（国税15%、地方税5%）の分離課税、法人・任意団体のものは総合課税となります。</p> <p>金利（年利回り）は店頭に表示しています。又は、窓口でお問い合わせください。</p>	
7. 手数料	——	

<p>8 . 付加できる 特約事項</p>	<p>払込みは、集金・窓口扱いのほか、普通貯金（総合口座・夢びと等を含む）からの自動振替のお取扱いもできます。</p> <p>個人の方は「総合口座」「夢びと」等の担保に組み入れることができます。 (貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに0.7%を上乗せした利率です。)</p>
<p>9 . 中途解約時の 取扱い</p>	<p>約定満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。</p>
<p>10 . 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象</p> <p>当該積金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>

定期積金(満期分散式)

(平成17年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	定期積金(満期分散式)	満期分散式とは、1年毎に満期が到来する定期積金です。
2. 販売対象	個人・法人・任意団体	
3. 期間	36か月、48か月、60か月 払込みが一定以上延滞した場合は、満期日を延滞期間に相当する期間繰り延べます。	
4. 払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 1回当り3,000円以上(契約年数×1,000円) 1,000円単位	
5. 払戻方法	1年毎の満期日以後に契約の給付金が受け取れます。	
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 延滞利息 (5) 先掛割引金 (6) 税金 (7) 金利情報の 入手方法	契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 1年毎の満期日以後に支払います。 計算単位を1,000円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。 満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。 約定満期日以後繰り延べられた満期日前に解約する場合は、通帳記載の年利回り(年365日の日割計算)による延滞利息をいただきます。 払込みを約定掛込日より早くされた場合は、相当する日数の先掛割引金をお支払いします。 個人のもは20%(国税15%、地方税5%)の分離課税、法人・任意団体のもは総合課税となります。 金利(年利回り)は店頭に表示しています。又は、窓口でお問い合わせください。	
7. 手数料	——	
8. 付加できる 特約事項	払込みは、集金・窓口扱いのほか、普通貯金(総合口座・夢びと・等を含む)からの自動振替のお取扱いもできます。	

<p>9 . 中途解約時の取扱い</p>	<p>約定満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。</p>
<p>10 . 貯金保険制度（公的制度）</p>	<p>・保護対象</p> <p>当該積金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>

定期積金（年金定積）

（平成 17 年 4 月 1 日現在）

1. 商品名 （愛称）	年金定積（定額式定期積金）
2. 販売対象	個人
3. 期間	1 年以上 5 年以内 払込みが一定以上延滞した場合は、満期日を遅延滞期間に相当する期間繰り延べます。（自動満期処理の特約及び自動再契約の特約を付した場合に、満期日が繰延べられると両特約に基づく処理は行われず、以後、両特約は解約されたものとして取扱います。） 定積に自動再契約の特約を付した場合は、自動満期処理依頼書に基づいた契約内容で、自動的に契約を更新します。
4. 払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 1 回当たり 10,000 円以上 1 円単位
5. 払戻方法	約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約の給付金が受け取れます。 自動満期処理の特約を付すと、満期日に自動的に定期積金を解約し、指定された貯金へ預入することができます。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 延滞利息 (5) 先掛割引金 (6) 税金	契約期間により、3 年以上と 3 年未満に分類し、契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 満期日以後に一括支払います。 計算単位を 100 円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。 満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。 約定満期日以後繰り延べられた満期日前に解約する場合は、証書記載の年利回り（年 365 日の日割計算）による延滞利息をいただきます。 払込みを約定掛込日より早くされた場合は、相当する日数の先掛割引金をお支払いします。 20%（国税 15%、地方税 5%）の分離課税

<p>(7) 金利情報の 入手方法</p>	<p>金利(年利回り)は店頭に表示しています。又は、窓口でお問い合わせください。</p>
<p>7. 手数料</p>	<p>————</p>
<p>8. 付加できる 特約事項</p>	<p>自動満期処理の特約.....この定期積金を満期日に自動的に解約し、定期を作成したり、指定の口座へ入金します。 自動再契約の特約.....この定期積金の満期日に、自動満期処理依頼書に基づいた契約内容で定期積金を自動的に作成します。</p> <p>自動満期処理の特約は、単独でも申し込むことができます。自動再契約の特約は自動満期処理の特約とセットでお申し込みいただけます。また、現在契約中の定期積金にもこれらの特約を付することができます。</p> <p>払込み間隔は2・3・4・6か月の中からお選びいただけます。ボーナス月等の特定の月に、払込額を増額することもできます。特定の月に払込額を増額した場合に自動再契約の特約を付ける場合は、自動満期処理の特約とセットでお申し込みいただくと共に、契約期間が12・24・36・48・60か月の場合に限りです。 払込みは、年金振込口座からの自動振替とします。 年金振込指定総合口座通帳への担保組入れを原則とします。 (貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに0.7%を上乗せした利率です。)</p>
<p>9. 中途解約時の 取扱い</p>	<p>約定満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。 払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。</p>
<p>10. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該積金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>